



宮崎県人権啓発シンボルマーク

vol.5 平成20年12月号

お互いの「人権」を認め合い、大切に作る心を育てていくために。

# じんけんの風



## Contents.

- 1 世界人権宣言 60 周年
- 2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間
- 3 みんなの人権！思いやり交流プラザ 2008
- 5 企業と人権
- 6 関係機関・グループの紹介  
「NPO法人子ども虐待防止みやざきの会」
- 7 TO YOUR HEART
- 8 わたしたちの人権講座（県民人権講座）
- 9 インフォメーション

宮崎県  
人権啓発センター  
だより

vol.5

# 世界人権宣言 60周年

今年「世界人権宣言」採択60周年の年にあたります。

20世紀は、二つの世界大戦が起こり、多くの尊い命が奪われました。特に第二次世界大戦においては、特定の人種への迫害、大量虐殺など人権侵害や人権抑圧が横行しました。

その反省に立ち、1948年12月10日、パリで開催された第3回国連総会において、「世界人権宣言」が採択されました。

「世界人権宣言」は、生命・身体の安全その他多くの基本的人権についての基準を示したものであり、それ自体が法的な拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。

この宣言は、全ての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、多くの国に最も重要な国際的人権基準として受け入れられています。

21世紀は、「人権の世紀」といわれています。この機会に、「人類共通の財産」といわれる「世界人権宣言」を読んでみませんか。

## 世界人権宣言

第一条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 12月4日～12月10日は人権週間です!!

国際連合は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権の大切さを呼びかける行事等の実施を要請しています。

日本では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、さまざまな啓発活動を実施しています。

宮崎県でも、多くの人に人権に対する意識を高めてもらえるよう、テレビやラジオを活用した広報や街頭啓発などを行います。

〈人権週間での企画〉

## 人権啓発ドラマのテレビ放映

- 作品名 「めばえの朝」
  - 放映日時 12月10日(水) 16:00～16:50
  - 放送局 UMK(テレビ宮崎)
- ご覧になった感想をお聞かせ下さい。  
抽選で記念品をさしあげます!!

### ◇感想を送る方法

郵便、FAX又はEメールで、感想(様式や字数は自由)と住所、氏名、学年又は年齢、電話番号を記入してお送り下さい。

◇締め切り 平成20年12月26日(金) 郵送の場合は当日消印有効

◇あて先 〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1(県庁8号館6階)

宮崎県人権啓発推進協議会(事務局:宮崎県人権同和对策課)

FAX(0985)32-4454 Eメール jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp

※いただいた個人情報は視聴者層の把握及び記念品発送以外には使用せず、厳重に管理します。



12月10日から16日までは

# 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

○拉致問題など北朝鮮当局による人権侵害問題の一日も早い真相究明と全面解決のためには、一人ひとりがこの問題に対する認識を深めていくことが重要です。

県では、拉致問題に対する県民の皆さんの関心と認識をより深めていただくため、関係機関と協力し、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心として、さまざまな啓発活動等に取り組んでいます。

○拉致問題に関するパネル展を開催します。

期間 平成20年12月2日(火)～  
12月14日(日)

会場 県立図書館1Fギャラリー  
(宮崎市船塚3-210-1)

お問い合わせ 宮崎県文化文教・国際課  
電話 (0985) 26-7004

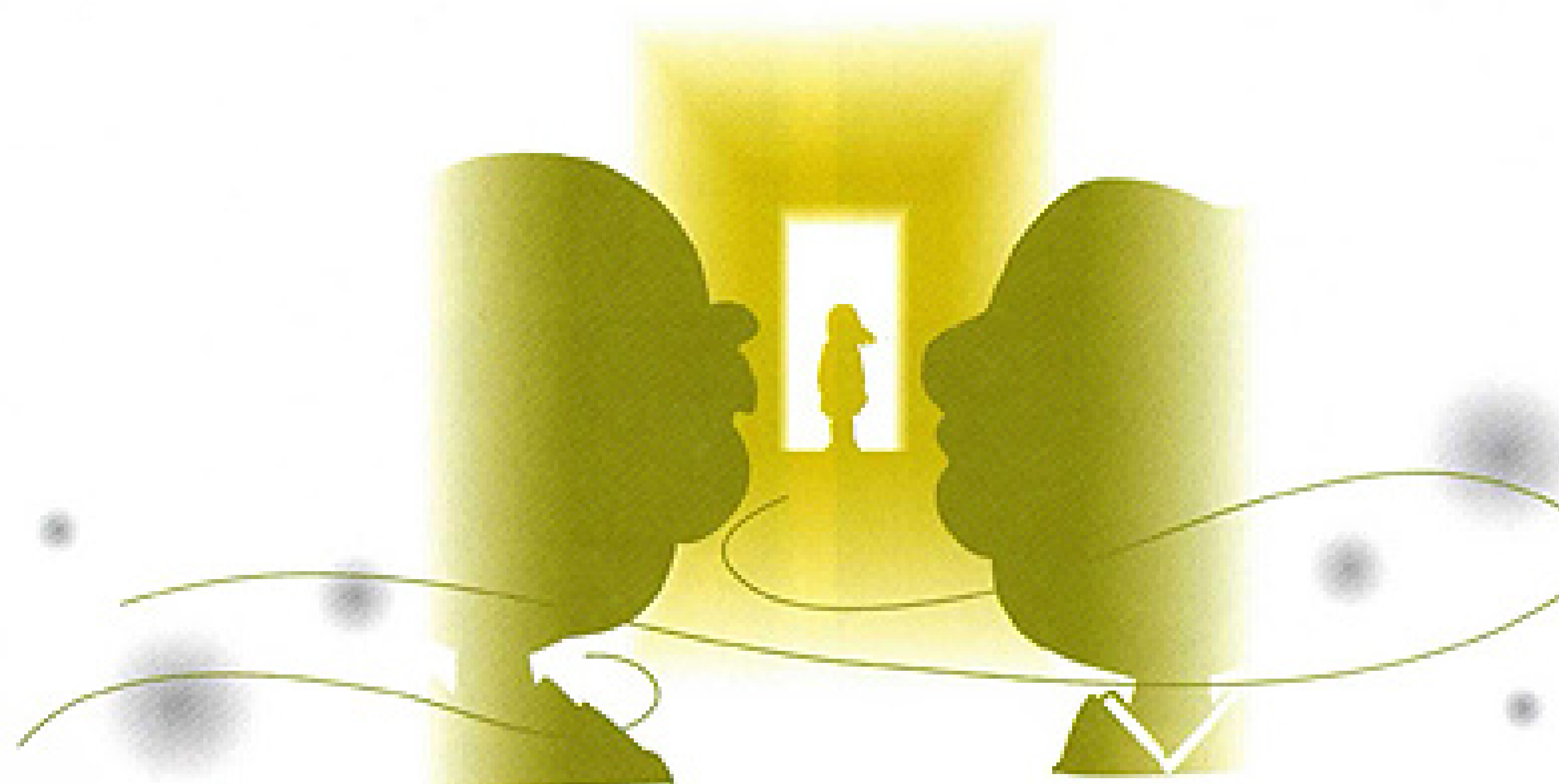
## 拉致被害者全員の 早期救出を!

政府が認定している拉致被害者(17人)のうち、原敦晁(はらただあき)さん(長崎県出身)は宮崎県内で拉致されています。

また、北朝鮮に拉致された疑いがある、いわゆる「特定失踪者」の県内関係者も4人おられるなど、本県も拉致の現場となっています。

拉致問題は、決してひとつごとではありません。

この機会に、拉致問題に対する認識を深めていただくとともに、拉致被害者の早期救出に向けて、県民の皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。



# みんなの人権!思いやり交流プラザ2008

10月26日（日）、宮崎市佐土原総合文化センター、佐土原中央体育館において「みんなの人権!思いやり交流プラザ2008」を開催しました。

地元、佐土原地区の佐賀利いろは口説き踊りに続き、宮崎県人権啓発推進協議会副会長の河野俊嗣宮崎県副知事と津村重光宮崎市長のあいさつで始まりました。

映画「典子は、今」の白井のリ子さんの講演「「典子は、今」あれから27年～今を生きる～」のほか、NPO等の団体による講演やワークショップ、活動紹介コーナー、人権相談、パネル展示、体験コーナー、ミニコンサートなどの多彩な催しをとおして、様々な人権問題について参加者のみなさんに考えていただきました。

また、宮崎市を中心として人権に関する活動を行っている市民グループ等に企画段階から取り組んでいただき、来場者のみなさんと市民グループ、そして市民グループ相互の交流が深まったことも大きな成果でした。



佐賀利いろは口説保存会による  
オープニングアトラクション



河野副知事のあいさつ



津村宮崎市長のあいさつ



白井のリ子さんの講演  
「「典子は、今」あれから27年～今を生きる～」



矢野孝さんの講演  
「ちがいを大切に「働く」を支える」



サプライズゲストの東国際知事のあいさつ



ワークショップ「若い世代に向けて  
非暴力メッセージ テートDV防止プログラム」



寸劇と意見交換会  
「地域の底力! 笑いがつなく人と人、心と心」



かえっこバザール



人権に関する団体等の活動紹介ブース



屋外ステージ



物産展・飲食コーナー

写真で紹介することはできませんが、その他にも色々な催しがありました。少々肌寒く、曇りで午後からは小雨という、あいにくの天候でしたが、多くの県民の皆様に参加いただき、盛況のうちに終了することができました。

# 企業と人権

近年、食品の産地偽装や詐欺まがい商法など、企業の倫理観が問われる事件が多発しています。一部の企業の中に、「営利のためには何をしてもいい」という考え方が蔓延していたのでしょうか？

CSR（企業の社会的責任）ということばをご存じですか？

**Corporate（企業の） Social（社会的） Responsibility（責任）**

「企業の社会的責任」…企業が社会の一員として果たすべき責任のことです。

今日、企業を取り巻く環境は大きく変化しています。経済のグローバル化の進展、地球環境問題に関する意識の高まり、国際的な人権意識の高まり…こうした中で、企業の倫理観はもとより、企業が社会に果たすべき責任の重要性がクローズアップされてきています。企業の活動が社会に及ぼす影響が非常に大きくなっているからです。

こうした状況の中で、企業における仕事と人権について考えてみましょう。

## 仕事と人権の関係は？

「仕事と人権って何か関係があるの？」と思われるかもしれません。

人は皆、周りの人とのつながりの中で生きています。仕事をする上でも、職場で共に働く仲間、取引先、顧客・消費者、株主、地域住民など多くの人々と直接的又は間接的に関わりあっています。これら関わりあう全ての人に人権があります。ですから、日常生活はもちろん、仕事をする上でも人権は密接に関係しているのです。

かつては、経済活動のみで企業が評価される時代もありました。しかし、時代は大きく変わり、人権にいかに関心しているかが企業を評価するときの大きな要素となってきました。人権の視点をもって仕事に取り組むことが、働く私たち一人ひとりに求められています。

## 人権の視点をもって仕事に取り組むと？

たとえば職場において人権を尊重すれば、だれもが生き生きと気持ちよく働くことができる良好な職場環境が築かれることでしょう。そして、良好な職場環境は、一人ひとりの働く意欲を高め、それが、生産性の向上、新しい価値の創造、よりよい製品・サービスの提供につながります。

また、対外的な企業活動において人権を尊重すれば、安全・安心であることはもとより、環境にやさしく、誰もが利用しやすい製品・サービスの提供につながります。

このように人権の視点をもった企業が提供する優れた製品やサービスは、多くのお客様から選ばれ、新たな市場を拡大していくことになります。

人権の視点をもって仕事に取り組むことは、まさに企業の業績を伸ばし、社会的信頼・評価を高め、そして暮らしやすい社会への貢献へとつながるのです。

## (関係機関・グループの紹介)

# NPO法人子ども虐待防止みやざきの会

当会は、子どもに対する虐待を防止するために、講演会などを開催するほか、子ども虐待を未然に防止するための電話相談を行っています。

## 子ども虐待対応専門研修

昨年度は性的虐待や乳児揺さぶり症候群などの「見えない虐待」をテーマに国内講師を招いての研修を重ねました。今年度のテーマは、対応と理解が困難な性的虐待の対応のために専門家が知っておきたい「司法面接」です。「司法面接」とは、犯罪を目撃したり被害にあったりした子どもから、できるだけ正確に多くの情報を聞き出すための面接法を言います。特に性虐待のケースでは、子ども一人が目撃者/被害者であり、外傷がないことも多く、いかに正確に情報を聞き出すかが事件解決や福祉の鍵となります。

11月には、米国の研修メンバーを招き、1～2月には、国内で実践している数少ない指導者を招き、それぞれ「専門家は虐待の事実をどう聞き取るか」の研修を行うことことにしています。



NATIONAL  
CHILDREN'S  
ALLIANCE®

## 電話相談

□子ども虐待防止電話相談：毎週土曜日の14時～16時 (0985) 85-4641

□「全国子育て・虐待防止ホットライン」＝当団体ほか全国の民間団体24団体が共同して実施中。  
(0570) 011-077 10時～17時

## オレンジリボンキャンペーン

オレンジリボンには、〈自分の気持ちに気づくことは、子ども虐待の防止につながります〉というメッセージが込められています。



子ども虐待防止

### 〈オレンジリボン憲章〉

- ①私たちは、子どものいのちと心を守ります。
- ②私たちは、家族の子育てを支援します。
- ③私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
- ④私たちは、地域の連帯を拡げます。

どうぞ、あなたにできることから、始めてください…。

NPO法人子ども虐待防止みやざきの会ホームページアドレス  
<http://mapcan.net/>



# TO YOUR HEART



## ～平成20年度人権に関する作品(作文の部)受賞作品から～

### 小学生・4年生以上の部 最優秀賞「見事に咲きますように」

宮崎市立大淀小学校 4年 奥野見咲さん

私は、朝がきらいです。それは、登校する前に「そう具」を両足につけなければならないからです。そう具をつけると、勝手が悪くなり、足が重くて、もっと歩きにくくなります。自分の足なのに、自分の思い通りに動きません。それに、ちょっとしただんさばかりでなく、平らな所でも、なぜだか転んでしまいます。だから、私の両ひざは、いつもきずだらけです。

もしも、願いが一つだけかなうならば、この足を治してほしいです。そして、みんなみたいにいっぱい走り回ったり、かわいいくつをはいたりしたいです。かなわないのならば、せめて、ゆめだけでも、見たいです。

母に

「私の足は治るの？」

と聞いたら、

「わからないねえ。」

と言って、ちょっと悲しそうな顔をしました。

実は、私は「のうせいまひ」です。

母のおなかの中にいる時、八カ月になったころ、母の「たいぼん」というところの横にある血管がはれつてしまったのです。母は、病院に運ばれましたが、大りょう出血のため命があぶなかったそうです。自分が死ぬかもしれないという時に、おなかにつけられた機かいで、私の心ぞうがピクピク動いているのを見た母は、「ああ、この子は生きています！」と、地ごくから天国に行ったような喜びとおどろきで、なみだがあふれて、思わず両手で顔をおおったそうです。そして、お医者さんに

「私の命よりも、どうかこの子の命を助けてください。」と、泣きながら言ったのです。

母の命ばかりだけでなく、私の命もあぶなかったらしくて、病院にかけつけた父に、お医者さんは「二人ともあぶないので、寛ごしておいてください。」と、伝えたそうです。

でも、私は生まれることができ、母も助かりました。約千五百グラムの未じゅく児で生まれた私は、二カ月の間、保育器の中で育ちました。

手じゅつをした母は、私にすぐ会うことができず、何日かたって車いすに乗り、ガラスごしに、小さな小さな私を見ました。小さくても、がんばって生きている私を見て、母は泣き、車いすをおしていたかごふ

さんやそ父母も思わず泣いたそうです。

母は、たい院してから、まだ入院している私のおふろ入れとミルクやりに、病院に通いました。

三月三日のひなまつりに病院に来た母に、かごふさんが、一まいの写真をわたしました。それは、後ろ向きにねている私のせ中に、色紙で作ったおひな様がかざられているもので

「見咲ちゃん、かわいいでしょ。」

と、かごふさんに言われ、母は、「こんなことまでしていただいて、なんとありがたい。」と、うれしくて泣いたそうです。

生まれてからちょっとの間だけでも、たくさんの人達のお世話を、私は受けました。今までをふり返ってみると、本当に多くの人達が、私のためにいろいろなことをしてくれました。

リハビリで私をはげましてくれる先生。そう具を作ったり、しゅう理をしたりしてくれるやさしいおじさん。小学校に入学する時、階だんやトイレに手すりをつけてくれた役所の人。集だん登校の時、歩くのがおそい私を気づかってくれる上級生。「大じょう夫？」と心配してくれる友達。「何も心配することはないから、安心していらっしやい。」と言ひ、持久走大会では私といっしょに走ってくださる校長先生。まだまだ、私の知らない所で、私のためにたくさんの人達がいろいろなことをしているのだろうと思います。

この足のせいで、私はつらい思いをしてきましたが、この足のおかげで私は歩けるし、まわりの人達のやさしさを知ることができました。

以前、私が、

「この足は、悪い足だから。」

と言ったら、母から、

「悪い足じゃない。がんばっている足よ。」

と、強く言われたことがあります。

私の名前をつける時、両親は「見事に咲きますように」という願いをこめて、「見咲」とつけました。見事に咲くまでには、他の人よりも時間がかかっておそいだろうけど、がんばって、この足にきれいな花を咲かせたいです。

おそ咲きだけど、世界に一つしかない花がいつか咲く目をゆめ見て、私も、まわりの人にやさしくしていきたいです。この足と共に。

※受賞作品のうち優秀賞以上の作品については、「人権に関する作品展」での展示や人権啓発資料「人権に関する作品集」などで紹介します。(人権に関する作品展の案内については、10ページをご覧ください。)



# わたしたちの人権講座 (県民人権講座)

宮崎県人権啓発センターでは、研修視察に来られた方々を対象に「わたしたちの人権講座(県民人権講座)」を開いています。

本年度は、これまで4つの団体の皆様が当センターを研修視察に訪れ、「わたしたちの人権講座」を受講されました。



## 6月26日 銀上小・銀鏡中PTAの皆さん

人権について、日頃から意識はしているつもりでしたが、改めて考えさせられました。特に、最初に見た絵については印象に残りました。



## 7月11日 本郷公民館 まなびの大学講座の皆さん

身近な人権問題について考えた後、人権啓発研修ビデオを見ました。また、お話を聞き、地域において、私たちの力をますます発揮していきたいと思いました。



## 9月4日 椎葉村老人クラブ連合会の皆さん

わたしたちが何でもないと思って日常使っている言葉が、相手を傷つけている事例や身近で様々な人権問題の話を知り、大きな感銘を受けました。



## 10月3日 北俣小家庭教育学級の皆さん

自分の使う言葉には本当に責任をもたないといけないと感じました。普段はあまり意識していない人権について、改めて考えた1日となりました。



「わたしたちの人権講座(県民人権講座)」の申込は、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり20名位までです。時間は概ね60分程度ですが、内容により調整します。研修内容、その他の相談にも応じます。詳しくは、宮崎県人権啓発センター TEL(0985)32-4469まで、お尋ねください。

## 平成20年度 人権同和問題講演会のご案内

### 日時

平成20年12月19日(金)  
14:00～15:40

### 場所

ホテルプラザ宮崎  
別館3館 芙蓉(ふよう)の間  
宮崎市川原町1-1  
TEL(0985)27-1111



講師:市川 禮子 氏

### 演題 「高齢者の人権を考える」

講師 いちかわ 市川 れいこ 禮子 氏 (社会福祉法人きらくえん理事長)

### 講師紹介

兵庫県内で特別養護老人ホーム「喜楽苑」をはじめとする4つの総合的高齢者福祉施設とケアハウス、グループホームなどを運営。

人生の完成期である高齢期こそ、豊かな環境で暮らせるようにと高齢者の人権を第一に考えた先駆的取組を重ね、ノーマライゼーション実現の具体的事例を示してこられました。

社会福祉法人きらくえんにおける、ノーマライゼーションの理念(心身に障がいがあろうとも、市民として、また地域に暮らす一人の住民としての生活が保障されるべきであるとの理念)に基づいたさまざまな先駆的取組の状況や、その基盤となった人権尊重のお考えをお話しいたします。

●主催 宮崎県

●申込先 宮崎県県民政策部人権同和对策課(県庁8号館6階)

〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1 TEL(0985)32-4469 FAX(0985)32-4454

# おすすめビデオのご紹介

センターライブラリーの人権啓発ビデオの中からご紹介いたします。



## 「働きやすい職場をめざして～こころの健康と人権」

企画・製作：東映株式会社教育映像部 25分 2007年作品

このビデオは、ミニドラマと解説で構成されています。職場で「こころの病」に発展しがちなストレスのかかる状況をドラマで再現し、対応策と「こころの病」とは何かを解説しています。職場での研修にご活用ください。

また、このビデオを活用して職場研修を行う際に参考となる研修プログラムの例や進行表、ワークシートの例を準備しています。ご希望の方は、ビデオの貸出の際にお申し出ください。

人権啓発センターでは、上記の他にも、さまざまな人権啓発ビデオを無料で貸し出しています。(送料のみ、利用者に負担していただきます。)

※詳しくは、宮崎県人権啓発センターTEL(0985)32-4469まで、お尋ねください。

## 人権に関する作品展

人権問題に対する理解と人権意識を高めることを目的として、学校や教育委員会の協力を得て、人権に関する作品の募集を行いました。

今年度は、319の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校などから、9,294点の作文、9,341点の図画・ポスターの応募がありました。

審査において、最優秀賞8点、宮崎日日新聞社賞1点、優秀賞23点、奨励賞40点が選定されました。

受賞作品のうち優秀賞以上の作品について、次の期間・場所で展示を行います。

また、作品展のほか、カレンダーや人権啓発資料等に活用させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

<人権に関する作品展> 12月2日(火)～14日(日)：県立図書館1階ギャラリー  
12月4日(木)～10日(水)：県庁本館1階

## 人権ラジオ番組「みやざき人権ラジオ劇場」

10月から、FM宮崎にて人権ラジオ番組「みやざき人権ラジオ劇場」を放送しています。「人権」というと、どうしても硬いイメージがあって、なんとなく難しく考えてしまいますよね。

でも本当は、すごく身近で、そして、誰もが幸せに生きるために必要なことなのです。

そこで、この番組では、人権についてわかりやすくお伝えするために、ドラマ仕立てでお送りします。

登場するのは、お父さんやお母さん、そして子どもたちです。また、場面に応じて地域の人たちも登場します。

是非、お聞きください。(※番組に対する、ご感想やご意見もお待ちしております。)

毎週土曜日 10:55～11:00 (5分間) FM宮崎  
パーソナリティー：脇谷のりこさん



## 宮崎県人権啓発センターのご案内

## ① 研修会の実施

・人権啓発指導者研修 ・地域人権セミナー  
・企業人権セミナー

## ② 研修会への講師の紹介及び派遣

・企業や民間団体等の研修会へ職員や講師の派遣、外部講師の紹介

## ③ 人権に関する作品募集

・小、中、高校生から人権に関する作文や図画・ポスターを募集

## ④ 人権啓発情報誌及び資料の作成

・「じんけんの風」やパンフレット、啓発資料等の作成

## ⑤ マスメディアによる啓発

・人権啓発映画のテレビ放映や人権啓発CMの放送、新聞などによる広報

## ⑥ 夏休みふれあい映画祭の開催

・夏休み期間中に、親子で楽しめる人権啓発映画の映写会を開催

## ⑦ ホームページでの情報提供

・研修やイベント、センターの事業内容などを紹介

## ⑧ 人権啓発ビデオ等の貸し出し

・ビデオテープや図書、機材等を無料で貸し出し

## ⑨ 人権に関する相談

・人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます 人権相談専用電話 (0985)26-0238

## ⑩ 県民人権講座や子ども人権ビデオ上映会の開催

・研修視察等、随時、団体受付を行っています。

## ⑪ 団体情報登録制度

・県内の人権啓発に関する活動や人権問題に取り組んでいる民間団体やグループを対象とした団体に関する情報の登録制度です。

## 団体情報登録のメリット

・研修室、メールボックスなどセンターの施設の利用  
・ホームページなどでの活動紹介  
・各種啓発事業や研修会等の案内や情報誌「じんけんの風」や啓発資料の配布など、情報の随時提供  
・交流会の開催など、団体相互の交流の支援

## 登録の方法

・所定の登録申込書に必要事項をご記入の上、活動内容のわかる資料を添付して、センターにご提出ください。

## ■図書・ビデオ等の貸出について

貸し出しの際には、あらかじめ貸出利用登録をお願いします。  
登録の手続については、センターにお尋ね下さい。

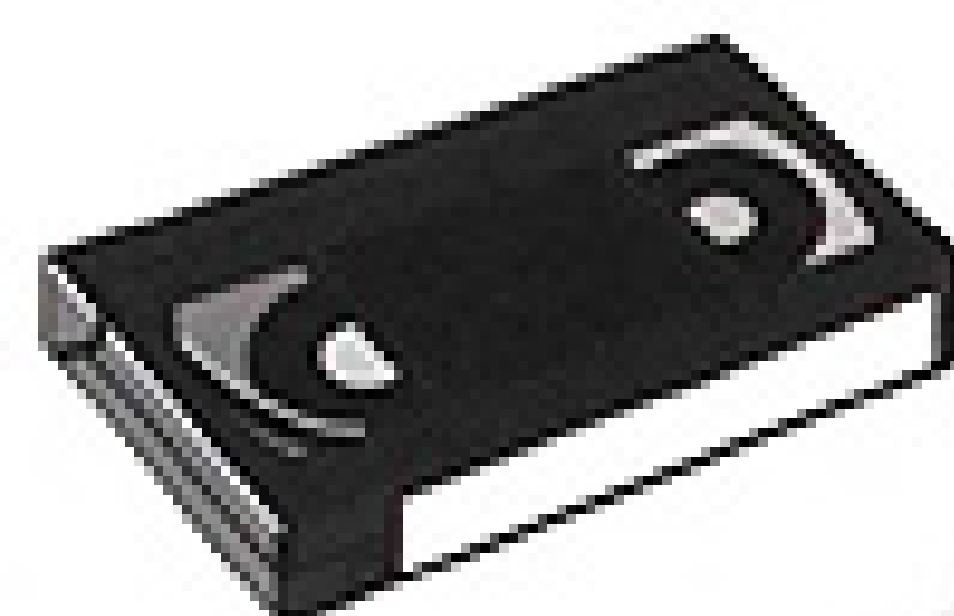
## ◆貸出冊数及び貸出期間

- |       |            |            |
|-------|------------|------------|
| ① 図書  | 貸出冊数:3冊以内  | 貸出期間:14日以内 |
| ② ビデオ | 貸出本数:3本以内  | 貸出期間:14日以内 |
| ③ 機材  | 貸出期間:14日以内 |            |

(機材…16mmフィルム映写機、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

## ◆ビデオについて

ライブラリー所蔵のビデオの種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申し込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いいたします。



## 編集後記

今号にてご紹介しました「人権に関する作品」について、たくさんの応募をいただき、ありがとうございました。

いずれの作品も、人権尊重や友情、思いやりの大切さについて表現された、たいへん素晴らしい作品ばかりであり、審査員の方々もご苦労されているようでした。

これから、作品展の開催や各種の啓発資料の配付を通じて受賞した作品を紹介していきます。皆様が人権について考えるきっかけとなりますようお願いいたします。

(宮)



## 宮崎県人権啓発センター

宮崎市橘通東2-10-1 県庁8号館5階(宮崎県人権啓発センター内)

TEL.(0985)32-4469 FAX.(0985)32-4454

○情報・ご意見などをお待ちしています。 <http://www.m-jinken.jp/>